平成２３年（フ）第１９５号
愛知県岩倉市西市町小柳24番地２　井上荘２号室
債務者　小熊　玲子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第３９９号
仙台市青葉区小松島３丁目13番８号　コーポ大友101
債務者　菊地　真弓
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４５２号
仙台市青葉区旭ケ丘３丁目17番18―401号
債務者　佐藤　直美
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４６２号
宮城県黒川郡富谷町富谷字西沢94番地１　町営西沢住宅20号棟
債務者　岩井　美鈴
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４５号
富山県高岡市木津1370番地４
債務者　西部　和彦
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第６８号
富山県射水市八幡町２丁目12番38号　八幡市営住宅２―403
債務者　本吉久美子
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第６９号
富山県射水市赤井549番地１
債務者　久保田末子
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第７８号
富山県南砺市二日町1564番地17
債務者　松本由美子
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第８８号
富山県氷見市論田24番地３
債務者　益塚　貞之
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第１８２号
金沢市森山１丁目10番12号　Ｋ－３ＥＡＳＴ203号室、従前の住所金沢市百坂町ニ９番地３、従前々の住所石川県羽咋市大川町２丁目112番地
債務者　山口　順子
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２０１号
金沢市寺中町ト21番地２　県営住宅４棟３号、従前の住所名古屋市東区百人町37番地
債務者　坂田　真弓
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２３２号
石川県河北郡津幡町字太田ほ109番地１、従前の住所石川県河北郡津幡町字清水チ337番地３
債務者　河村　英一
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２００号
山梨県甲斐市大下条513番地　コーポ寿202
債務者　小澤　　昇
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２０１号
山梨県甲斐市大下条513番地　コーポ寿202
債務者　小澤　京子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９０９号
名古屋市北区志賀南通２丁目36番地
債務者　坪井　峰彦
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２４２号
愛知県春日井市妙慶町２丁目111番地１　グランドメゾン勝川103号
債務者　大依　恭子
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２７８号
愛知県あま市木田宮西51番地１　グランピア木田105号
債務者　佐藤　義春
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部